

令和8年度 消雪促進対策事業要領

1. 目的

豪雪により平年よりも消雪が遅れ、春先の農作業等に支障が生じることが懸念される場合に、農作物の安定生産に必要な消雪促進対策事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し一部を助成し農家負担を軽減する。

2. 事業実施基準

事業は、各市町で定めた事業実施基準に準じ、各基幹営農センター(以下「センター」という。)が実施することができる。

3. 対象者

J A魚沼の組合員で、各市町へ申請する団体とする。

4. 支援対象

- (1) 水稻の苗代・育苗施設用地の機械除雪で各市町の支援対象に準ずる。
- (2) 園芸の育苗施設用地、圃場の機械除雪で各市町の支援対象に準ずる。
- (3) 各市町の対象面積に対し1aあたり500円の助成とする。

5. 申請方法

助成を受ける者は各市町の定めた申請書に基づき事業申請し、センターへの申請は不要とする。

6. 経費の支出

- (1) センターが取りまとめを行い、精査後に理事長の決裁を受ける。
- (2) この助成に係る経費は、指導事業支出とする。

7. 要領の適用期間

令和8年4月1日から令和8年12月31日までとする。

8. 改廃

この要領の改廃は理事長の決定による。

附 則

本要領は令和8年4月1日から施行する。